



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*8 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則
(長寿社会推進課)

○ 告示

282 徴税吏員証票等の無効 (税務課)

283 特定非営利活動法人の設立認証の申請
(NPO協働推進課)

284 " (")

285 " (")

286 " (")

287 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)

288 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止
(長寿社会推進課)

289 保安林予定森林 (森林整備課)

290 " (")

291 道路の区域変更 (道路保全課)

292 新道路の供用開始等 (")

293 道路の区域変更 (")

294 新道路の供用開始等 (")

295 道路の区域変更 (")

296 新道路の供用開始等 (")

297 道路の区域変更 (")

298 新道路の供用開始等 (")

299 道路の区域変更 (")

300 新道路の供用開始等 (")

301 道路の区域変更 (")

302 新道路の供用開始等 (")

303 道路の区域変更 (")

304 新道路の供用開始等 (")

○ 公安委員会告示

*8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則(昭和60年和歌山県公安委員会規則第1号)別表第1に指定する区域の指定

○ 警察本部告示

3 通信指令システム及び総合指揮システム保守委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

4 交通管制システム中央装置等保守委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

5 きのくに安全・安心ステーション事業委託業務に係る

一般競争入札に参加する者に必要な資格等

○ 公告

入札公告 (政策審議室)

争議行為を行う旨の通知 (労働企画課)

" (")

○ 諸報

入札公告 (和歌山県警察本部)

" (")

" (")

規 則

和歌山県規則第8号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(平成5年和歌山県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条の3第1項及び第2項」を「第6条の2第1項及び第2項」に改める。

第4章を削る。

第24条第1項中「別記第28号様式」を「別記第23号様式」に改め、同条第2項中「別記第29号様式」を「別記第24号様式」に、「別記第30号様式」を「別記第25号様式」に改め、第5章中同条を第19条とする。

第5章を第4章とする。

別記第23号様式から別記第27号様式までを削る。

別記第28号様式中「(第24条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を別記第23号様式とする。

別記第29号様式中「(第24条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を別記第24号様式とする。

別記第30号様式中「(第24条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を別記第25号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第282号

次の徴税吏員証票等については、和歌山県税務所長よ

り和歌山県税規程（昭和29年和歌山県訓令第162号）第4条第2項及び和歌山県収入事務規程（昭和39年和歌山県訓令第16号）第21条第22項の規定により紛失日以降無効とした旨

の報告を受けたので公示する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

証 票 名	番 号	身 分	氏 名	紛失年月日
徴税吏員証票	1885	事務吏員	谷英樹	平成19年2月10日
査察吏員証票	487	事務吏員	谷英樹	平成19年2月10日
和歌山県収納員身分証明書	1598	事務吏員	谷英樹	平成19年2月10日

和歌山県告示第283号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年4月19日まで縦覧に供する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成19年2月19日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山盲ろう者友の会

3 代表者の氏名

宮原俊恵

4 主たる事務所の所在地

和歌山市島崎町五丁目14番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、盲ろう者の自立と社会参加促進に関する事業を行い、盲ろう者およびその家族、通訳・介助者、支援者が共に歩むことを目的とする。

3 代表者の氏名

竹原敏子

4 主たる事務所の所在地

和歌山市西汀丁26番地

5 定款に記載された目的

この法人は、働きたいという希望を持つ障害のある人々に対して、就労支援を行うとともに障害者に対して理解を深める事業を行い、豊かな生活がおくれる社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第285号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年4月26日まで縦覧に供する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成19年2月26日

2 名称

特定非営利活動法人障害者の豊かな青年期を考える会

3 代表者の氏名

奈良一代

4 主たる事務所の所在地

橋本市隅田町中下64番地の15

5 定款に記載された目的

この法人は、主として障害を持つ青年に対して、学校卒業後の自主活動や学びの場の保障、就労、自立に向けての様々な支援に関する事業を行い、生き生きとした豊かな青年期の実現に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第284号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年4月20日まで縦覧に供する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成19年2月20日

2 名称

特定非営利活動法人社会的就労支援機構

和歌山県告示第286号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1

項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成19年4月27日まで縦覧に供する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年2月27日
- 2 名称
特定非営利活動法人メンタルサポートハウス夢有民
- 3 代表者の氏名
松田由美
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市下三毛142番地の17
- 5 定款に記載された目的
この法人は精神障害者を対象とする作業所等、就労支援に関する事業を行う。また引きこもり等社会的不適応に陥っている人、福祉現場で利用者を援助する専門職等の精神的安定を図る場を形成し、障害者も健常者も共に幸せな生活を送るノーマライゼーションの実現に寄与することを目

的とする。

和歌山県告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田医149-18	長嶋雄一クリニック	田辺市下三栖岩屋谷1483-15	平成19.2.19

和歌山県告示第288号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071500148	有限会社折鶴	有田市古江見15川口ビル3階3号	榊原清美	訪問介護サービス来夢	有田市古江見15川口ビル3階3号	訪問介護	平成17.11.30
3071201358	有限会社らふ	岩出市山崎52-30	瀬藤淑子	ケアプランセンターらふ	岩出市山崎52-30	居宅介護支援	平成19.2.1
3071500015	有限会社システムハウス和歌山	和歌山市出口端ノ丁33	小高英	システムハウス和歌山有田市介護支援事業所	有田市宮崎町7-2	居宅介護支援	平成19.2.15
3071600021	有限会社システムハウス和歌山	和歌山市出口端ノ丁33	小高英	システムハウス和歌山湯浅介護支援事業所	有田郡湯浅町湯浅933	居宅介護支援	平成19.2.15
3070103688	有限会社タッチ	和歌山市湊1-8-33	樋口雅敏	湊ハルバーステーションひぐち	和歌山市湊1-8-33	訪問介護、介護予防訪問介護	平成19.2.28
3070103696	有限会社タッチ	和歌山市湊1-8-33	樋口雅敏	湊ケアプランハウスひぐち	和歌山市湊1-8-33	居宅介護支援	平成19.2.28

和歌山県告示第289号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡串本町姫川字ナギハタ130、字市谷165の1、165の3、170、字白木屋谷171の1、

175の1、字クゼノ谷193

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

同上	新	3.13 ? 7.00	529.00	
同上	新	5.44 ? 13.80	535.00	

和歌山県告示第290号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町平井字岩井谷1057、1058、1060、1060の1、1063から1070まで、字砂淵東1111から1116まで、1118、1120、大桑字尾添谷323、323の1、324、山手字津呂679、680、683、684の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第292号

平成19年和歌山県告示第291号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年3月13日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字花坂字西垣内347番1地先から同町大字花坂字西垣内297番4地先まで	旧	7.60 ? 17.25	330.00	
同上	新	7.60 ? 37.82	316.00	

和歌山県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 和歌山野上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市野尻字大岩164番2地先から同市別院字東浦80番1地先まで	旧	3.13 ? 7.00	529.00	

和歌山県告示第294号

平成19年和歌山県告示第293号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年3月18日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備 考
		メートル	メートル	
伊都郡かつらぎ町 大字志賀字中番16 2番1地先から同郡 高野町大字花坂字 大師原769番4地先 まで	旧	5.80 ∩ 25.00	2,985.00	
	新	6.10 ∩ 20.80	1,893.20	志賀高野山トンネル L=1070.00 国道370号重用 L=698.30

和歌山県告示第296号

平成19年和歌山県告示第295号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年3月18日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 志賀三谷線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備 考
		メートル	メートル	
伊都郡かつらぎ町 大字志賀字中番16 2番1地先から同町 大字志賀字澤山16 68番1地先まで	新	9.30 ∩ 24.00	188.00	

和歌山県告示第298号

平成19年和歌山県告示第297号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年3月18日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備 考
		メートル	メートル	
伊都郡九度山町 大字中古沢字ライタ 7番5地先から同町 大字中古沢字ライ タ4番3地先まで	旧	14.50 ∩ 25.50	91.70	
	新	14.90 ∩ 40.20	91.70	

和歌山県告示第300号

平成19年和歌山県告示第299号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 花園美里線

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長	備 考
		メートル	メートル	
伊都郡かつらぎ町 大字花園梁瀬字堂 原1932番3地先から 同町大字花園梁 瀬字堂原1932番6 地先まで	旧	3.69 ∩ 6.89	61.30	
	新	5.89 ∩ 8.39	61.30	

和歌山県告示第302号

平成19年和歌山県告示第301号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 阪本五條線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字東富貴字地蔵ノ下719番133地内	旧	4.50 ） 9.23	43.40	
同上	新	9.23 ） 12.79	43.40	

和歌山県告示第304号

平成19年和歌山県告示第303号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第8号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年和歌山県公安委員会規則第1号）別表第1に規定する公安委員会が定める区域を次のとおり定める。

平成19年3月13日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

区 域		
町	字	地 番
白浜町	字三軒家ノ鼻	1011番
	字月崎	1060番9、3749番18

備考 この表における地番は、不動産登記法（平成16年法律第123号）第35条に規定する地番により表示されたものとする。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、通信指令システム及び総合指揮システム保守委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成19年3月13日

和歌山県警察本部長 辻 義之

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

通信指令システム及び総合指揮システム保守委託業務

(2) 業務内容

仕様書による。

(3) 契約期間

平成19年4月1日（日）から平成20年3月31日（月）まで

- 2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算、個人にあっては青色又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 6の(3)に掲げる名簿に登録されたときの競争入札参加資格審査結果通知書の写し

サ 6の(4)に掲げる委託契約に係る契約書の写し

(2) (1)のイ、ウ、エ、オ、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う

指名競争入札等参加申請書の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成19年3月13日（火）から平成19年3月19日（月）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成19年3月13日（火）から平成19年3月20日（火）の間において5に掲げる場所に対して書面（ファクシミリ含む。）により行うものとする。

3 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年3月13日（火）から平成19年3月20日（火）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、持参により5に掲げる場所に提出することとする。

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁1階総務事務集中課入札室

(2) 日時

平成19年3月16日（金）午後1時30分

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部生活安全地域指導課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110

6 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成19年3月13日（火）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県の定める情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成16年和歌山県告示第1369号）に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の登録区分「システム運用・管理」及び「ハードウェア保守」に登録されているものであること。

(4) 過去2年間に、国又は地方公共団体と情報システムに係る保守委託契約（契約金額2千万円以上）を締結し、

適正に履行した実績のあるものであること。

(5) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(6) 国税及び県税に未納がない者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者若しくは経営したことがない者又は経営に実質的に関与していない者若しくは関与したことがない者であること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者又はしたことがない者であること。

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成19年3月26日（月）までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由の説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成19年3月27日（火）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年3月28日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県警察本部告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、交通管制システム中央装置等保守委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年3月13日

和歌山県警察本部長 辻 義之

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

交通管制システム中央装置等保守委託業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 6の（3）に掲げる名簿に登録されたときの競争入札参加資格結果通知書の写し

サ 6の（4）に掲げる委託契約に係る契約書の写し

（2）（1）のイ、ウ、エ、オ、キ、ク及びコに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請書の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者であれば、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

（3）（1）のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成19年3月13日（火）から平成19年3月20日（火）までの午前10時から午後4時までの間、5に掲げる場所で配布を行う。

（4）（1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成19年3月13日（火）から平成19年3月20日（火）の間において5に掲げる場所に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

3 入札説明会の場所及び日時

（1）場所

和歌山市西46番地の1

和歌山県警察本部 岡崎庁舎 1階 小会議室

（2）日時

平成19年3月16日（金）午後2時

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

2の（1）に掲げる申請書類は、平成19年3月13日（火）から平成19年3月20日（火）までの午前10時から午後4時までの間、持参により5に掲げる場所に提出することとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課（岡崎庁舎内交通管制センター）

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（内線563）

ファクシミリ番号 073-473-0110（内線568）

6 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成19年3月13日（火）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

（1）自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（2）自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

（3）和歌山県の定める情報システム契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成16年和歌山県告示第1369号）に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の登録区分「システム運用・管理」及び「ハードウェア保守」に登録されている者であること。

（4）過去2年間に、国、地方公共団体、企業又は団体等と情報システムの保守委託契約（契約金額2千万円以上）を締結し、かつ、適正に履行した者であること。

（5）和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

（6）国税及び県税に未納がない者であること。

（7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者若しくは経営したことがない者又は経営に実質的に関与していない者若しくは関与したことがない者であること。

（8）暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者又はしたことがない者であること。

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成19年3月26日（月）までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

（1）競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

（2）（1）の説明は、平成19年3月27日（火）までに書面により求めることができる。

（3）（2）の書面は、持参により提出するものとする。

（4）説明に対する回答については、平成19年3月28日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

（5）（2）の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県警察本部告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法

令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、きのくに安全・安心ステーション事業委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年3月13日

和歌山県警察本部長 辻 義之

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

ア キのくに安全・安心ステーション事業（和歌山駅・アロチ周辺地域における安全・安心パトロール）（以下「和歌山駅・アロチ周辺地域における安全・安心パトロール事業」という。）委託業務

イ キのくに安全・安心ステーション事業（田辺駅前周辺地域における安全・安心パトロール）（以下「田辺駅前周辺地域における安全・安心パトロール事業」という。）委託業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、定款

ウ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

エ 法人にあっては、登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 印鑑証明書

カ 使用印鑑届

キ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書）

ク 経営規模及び経営状況等総括表

ケ 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第66条第1項第7号に定める契約事項を記載した書類（警備契約一覧表）の写し

コ 5の（9）及び（10）に掲げる警備業務検定に係る合格証明書の写し

サ てん補額10億円以上の警備業者賠償責任保険に加入している者には保険証券の写し、加入していない者には落札後1週間以内に加入する旨を記載した誓約書

シ 誓約書

ス 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1) のア、カ、ク、シ及びスに掲げる申請書類の用

紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成19年3月13日（火）から平成19年3月20日（火）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間、3に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとする。

3 資格審査申請書類の配布の場所

郵便番号 640-8588

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話番号 073-423-0110（内線3047）

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

2の（1）に掲げる申請書類は、平成19年3月13日（火）から平成19年3月20日（火）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間、持参により3に掲げる場所に提出することとする。

5 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者若しくは経営したことがない者又は経営に実質的に関与していない者若しくは関与したことがない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者又はしたことがない者であること。

(7) 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第4条に定める公安委員会の認定を受けた者であること。

(8) 法第9条の規定に基づき、営業所において警備業等の検定に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第2号に規定する施設警備業務及び同条第4号に規定する交通誘導警備業務の届出をし、かつ、当該業務の実績があること。

(9) 法第23条に基づく検定で、施設警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置できる者で、かつ、同条に基づく検定で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員

を1名以上配置できる者であること。ただし、施設警備業務に係る検定合格警備員が交通誘導警備業務に係る検定合格警備員である場合又は交通誘導警備業務に係る検定合格警備員が施設警備業務に係る検定合格警備員である場合は、当該警備員1名以上を配置できる者であれば足りる。

(10) 過去3年間に法第48条又は第49条に規定する行政処分を受けていないこと。

(11) てん補限度額10億円以上の警備業者賠償責任保険に加入している者又は落札後に加入すると見込まれる者

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、書留郵便により平成19年3月26日(月)までに通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由の説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年3月27日(火)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年3月28日(水)までに当該説明を求めた者に対して口頭又は書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、3に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)に基づく労働者の派遣について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号

平成19年度和東第1号

(2) 名称及び数量

労働者派遣法に基づく労働者の派遣 1名

(3) 就業条件等

入札説明書による。

(4) 派遣場所

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館12階
和歌山県東京事務所

(5) 派遣期間

平成19年4月2日から平成20年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

労働者派遣法第5条に定める許可を受けた者

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館12階
和歌山県東京事務所

(2) 日時

平成19年3月13日(火)から平成19年3月28日(水)までの和歌山県の休日(平成元年和歌山県条例第39条)第1条に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く、毎日午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、3月23日(金)までの間に和歌山県東京事務所に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

(3) (2)の質問に対する回答は、質問を受理した日から2日以内に質問者に電送するほか、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 回答の翌日から平成19年3月28日(水)

までの県の休日(平成元年和歌山県条例第39条)を除く午前10時から午後4時まで

イ 閲覧場所 3の(1)に同じ。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 日時

平成19年3月23日(金)午前10時から

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

3の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成19年3月29日(木)午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、労働者派遣法第8条に定める許可証の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によ

り労働者派遣法第8条に定める許可証の写しを同封の上、平成19年3月29日(木)午前9時30分までに和歌山県東京事務所へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

- (1) 入札金額は、時間単価においてすること。
- (2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる時間単価の入札金額に1,898.75を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、その者の見積もる時間単価の入札金額に1,898.75を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するところとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県東京事務所職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を

決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県東京事務所の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約の締結に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県東京事務所

イ 所在地

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館12階
郵便番号 102-0093
電話番号 03-5212-9057
ファクシミリ番号 03-5212-9059

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、日本赤十字社和歌山医療センター労働組合執行委員長重栖満紀子から平成19年2月28日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成19年3月15日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 日本赤十字社和歌山医療センター全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執行委員長小

濱正孝から平成19年3月1日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成19年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成19年3月15日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和歌山労災病院、済生会有田病院、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌浦病院、潮岬病院、和歌山県赤十字血液センター、和歌山生協病院、中之島診療所、芦原診療所、河西診療所、おおみや診療所及び和歌山県民総合健診センターの和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

諸 報

入 札 公 告

通信指令システム及び総合指揮システム保守委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき公告する

平成19年3月13日

和歌山県警察本部長 辻 義 之

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
 - (1) 事業年度 平成19年度
 - (2) 業務の名称
通信指令システム及び総合指揮システム保守委託業務
 - (3) 業務の内容
仕様書による。
 - (4) 契約期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間
 - (5) 入札金額
年間総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成19年度和歌山県警察本部告示第3号に規定する通信指令システム及び総合指揮システム保守委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部生活安全部地域指導課（以下「地域指導課」という。）
 - (2) 期間
平成19年3月13日（火）から平成19年3月19日（月）ま

での土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時まで

- 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 日時

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、地域指導課に対して平成19年3月20日（火）午後4時までに書面（ファクシミリ含む。）により行うものとする。

- 5 入札説明会の日時及び場所

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁1階総務事務集中課入札室

(1) 日時

平成19年3月16日（金）午後1時30分

- 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁1階総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成19年3月29日（木）午前11時

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の写しを持参することとする。

- 7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県

規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、生活安全企画課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない生活安全企画課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

入札公告

交通管制システム中央装置等保守委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年3月13日

和歌山県警察本部長 辻 義之

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 事業年度 平成19年度

(2) 業務の名称

交通管制システム中央装置等保守委託業務

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 契約期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間

(5) 入札金額

年間総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年度和歌山県警察本部告示第4号に規定する交通管制システム中央装置等保守委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課内交通管制センター（以下「交通管制センター」という。）

和歌山市西46番地の1

電話番号 073-473-0110（内線563）

ファクシミリ番号 073-473-0110（内線568）

(2) 期間

平成19年3月13日（火）から平成19年3月20日（火）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間等

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、交通管制センターに対して平成19年3月28日（水）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

<p>(1) 場所 和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部 岡崎庁舎 1階 小会議室</p> <p>(2) 日時 平成19年3月16日（金）午後2時</p> <p>6 一般競争入札の執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部 岡崎庁舎 1階 小会議室</p> <p>イ 入札日時 平成19年3月29日（木）午後3時</p> <p>(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当す金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。</p>	<p>なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等、入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない交通規制課の職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。</p> <p>12 契約書作成の要否 要</p> <p>13 契約の締結における議会の議決の要否 否</p> <p>14 契約方法 契約は、落札者で行うものとする。</p> <p>15 その他 この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 和歌山県警察本部警務部会計課</p> <p>(2) 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地1 郵便番号 640-8588 電話番号 073-423-0110（代表）</p> <hr/> <p style="text-align: center;">入札公告</p> <p>きのくに安全・安心ステーション事業委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。</p> <p style="text-align: center;">平成19年3月13日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県警察本部長 辻 義之</p> <p>1 一般競争入札に付する業務の名称等</p>
---	--

<p>(1) 事業年度 平成19年度</p> <p>(2) 業務の名称 下記のア及びイの委託業務ごとに入札を行う。 ア キのくに安全・安心ステーション事業（和歌山駅・アロチ周辺地域における安全・安心パトロール）（以下「和歌山駅・アロチ周辺地域における安全・安心パトロール事業」という。）委託業務 イ キのくに安全・安心ステーション事業（田辺駅前周辺地域における安全・安心パトロール）（以下「田辺駅前周辺地域における安全・安心パトロール事業」という。）委託業務</p> <p>(3) 業務の内容等 仕様書及び入札説明書による。</p> <p>(4) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間</p> <p>(5) 入札金額 年間総額で入札することとする。</p> <p>2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成19年度和歌山県警察本部告示第5号に規定するきのくに安全・安心ステーション事業（和歌山駅・アロチ周辺地域における安全・安心パトロール又は田辺駅前周辺地域における安全・安心パトロール）委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。</p> <p>3 契約条項を示す期間及び場所</p> <p>(1) 期間 平成19年3月13日（火）から平成19年3月20日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで</p> <p>(2) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）</p> <p>4 入札説明書等を交付する期間及び場所等</p> <p>(1) 入札説明書等を交付する期間及び場所は次のとおりとする。 ア 期間 3の（1）に同じ。 イ 場所 3の（2）に同じ。</p> <p>(2) （1）により交付する仕様書に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとする。</p> <p>5 入札説明会の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 ア 和歌山駅・アロチ周辺地域における安全・安心パトロール事業委託業務 平成19年3月16日（金）午前9時30分</p>	<p>イ 田辺駅前周辺地域における安全・安心パトロール事業委託業務 平成19年3月16日（金）午前11時</p> <p>(2) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部3階会議室</p> <p>6 一般競争入札の執行の日時、場所等</p> <p>(1) 一般競争入札の執行の日時及び場所は、次のとおりとする。 ア 入札日時 （ア）和歌山駅・アロチ周辺地域における安全・安心パトロール事業委託業務 平成19年3月29日（木）午前9時30分 （イ）田辺駅前周辺地域における安全・安心パトロール事業委託業務 平成19年3月29日（木）午前11時</p> <p>イ 入札場所 5の（2）に同じ</p> <p>(2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。</p>
--	---

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、生活安全企画課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない生活安全企画課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)